

ベトナム向けの日本産りんごの生果実の輸出解禁について

農林水産省とベトナム当局との技術的協議の結果、平成27年9月17日付けで、収穫までの袋かけ等を条件として日本産りんごの生果実のベトナムへの輸出が解禁されることとなった。

その後、農林水産省は、産地の要望を踏まえ、袋かけを必要としない、輸出に取り組みやすい条件について、ベトナム当局との技術的協議の結果、令和元年12月15日付けで、袋かけの代わりに低温処理を行うことでもりんご生果実の輸出が可能となった。

1. 解禁日：平成27年9月17日（条件変更日：令和元年12月15日）

2. 主な検疫条件（概要）

(1) 日本の植物防疫所があらかじめ登録した生産園地（以下「登録生産園地」という。）において、ベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する検疫措置（県等の指導に基づく病害虫防除、輸出するりんご果実の低温処理(*)又は袋かけ等）が実施されること。

*収穫されたりんごを、日本の植物防疫所が登録した低温処理施設において、果実温度を1.1℃以下の状態で28日間以上維持。

(2) 日本の植物防疫所等により、登録生産園地における病害の発生状況を確認するための園地検査が行われること。園地検査において、ベトナム側が侵入を警戒する危険度の高い病害(別添のリストA及びB)が発見された園地については、その年の園地の登録が取り消され、同年の輸出が不可となること。危険度が中程度の害虫(別添のリストC)が発見された場合は、臭化メチルくん蒸を実施すれば輸出可能。また、危険度が中程度の病害(別添のリストD)が発見された園地については、病害の防除が実施されること。

(3) 日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、選果及びこん包が行われること。

(4) 輸出時に、日本の植物防疫所により、ベトナムが侵入を警戒する病害虫に対する輸出検査が行われること。なお、検疫対象病害虫が発見された荷口は不合格となり、輸出が不可となること。

(別添) ベトナムが我が国に検疫措置を要求する検疫対象病害虫 (23 種) 及びその
検疫措置の概要

検疫対象病害虫 (23種) ^{注1)} (発見された場合の対応)	検疫措置 (概要)
リストA (6 種) 及びリストB (1 種) の病害 (園地の登録が取り消し)	園地管理 (都道府県等の指導による防除 等)、輸出する果実の低温処理又は袋か け、日本の植物防疫官等による園地検査 ^{注 2)} 、日本の植物防疫官による輸出検査
リストC (8 種) の害虫 (臭化メチルくん蒸)	園地管理 (都道府県等の指導による防除 等)、輸出する果実の低温処理又は袋か け、収穫後の果実選別、日本の植物防疫官 による輸出検査 ^{注3)}
リストD (8 種) の病害 (園地防除)	園地管理 (都道府県等の指導による防除 等)、輸出する果実の低温処理又は袋か け、日本の植物防疫官等による園地検査 ^{注 4)} 、収穫後の果実選別、日本の植物防疫官 による輸出検査

リストA : *Monilinia laxa*, *Pseudomonas sringae* pv. *syringae*, *Pseudomonas viridiflava*, *Botryosphaeria obtuse* (リンゴ
黒腐病), *Botryosphaeria ribis* (リンゴ胴腐病), *Gibberella avenacea* (リンゴ水腐病)

リストB : *Diaporthe tanakae* (リンゴ胴枯病)

リストC : *Rhynchites heros* (モモチョッキリゾウムシ), *Diaspidiotus perniciosus* (ナシマルカイガラムシ),
Lopholeucaspia japonica (ナシシロナガカイガラムシ), *Ostrinia scapulalis* (アズキノメイガ), *Grapholita
inopinata* (リンゴコシンクイ), *Grapholita molesta* (ナシヒメシンクイ), *Spilonota albicana* (シロヒメシ
ンクイ), *Argyesthia conjugella* (リンゴヒメシンクイ)

リストD : *Alternaria mali* (リンゴ斑点落葉病), *Botryosphaeria berengeriana* g. sp. *pyricola* (リンゴ輪紋病),
Diaporthe eres ([フォモプシス枝枯病]), *Gymnosporangium yamadae* (リンゴ赤星病), *Monilia polystroma*
(リンゴ灰星病), *Phytophthora syringae* (リンゴ疫病), *Phytophthora megasperma*, *Schizothyrium pomi* (リ
ンゴすす病)

*注1 : ベトナムが我が国に検疫措置を要求する検疫病害虫のリストは、病害虫のリスク、種類等に応じ、リ
ストAからDに病害虫が分類されている。

*注2 : 園地検査においてリストA又はリストBの病害が検出された場合は、日本の植物防疫所は、その年の
園地登録を取り消す (当該園地からの輸出は不可となる)。

*注3 : 輸出検査においてリストCの害虫が検出された場合は、ベトナムが定める基準等に従い、臭化メチル
くん蒸を実施すれば輸出が可能となる (ただし、臭化メチルくん蒸による薬害が発生するおそれ)。

*注4 : 園地検査においてリストDの病害が検出された場合は、当該園地の管理者等は病害に対する防除を実
施する。